

資料2

雇用保険法（建設労働法関係部分）及び建設労働法の改正の概要

1 雇用保険法（平成19年4月1日施行）

- (1) 雇用福祉事業（第64条）を廃止
- (2) 雇用福祉事業の経過規定として、法附則において暫定雇用福祉事業を実施（以下のいずれかに当てはまる事業）
 - ① 廃止前の申請・行為に基づく助成などを経過的に行う必要がある事業
 - ② 激変緩和の観点等から時限的に残る事業

2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成19年度施行）

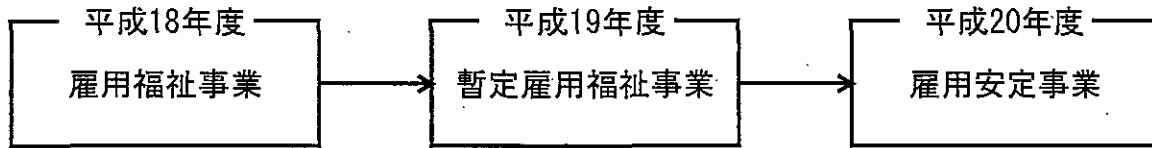
- (1) 建設労働法第9条第1項に掲げる事業については、現在、能力開発事業及び雇用福祉事業として行うこととされている。

今回、雇用福祉事業の廃止に伴い、福利厚生助成金（第3号）については廃止することとし、その他の助成金については一部の助成金の整理・統合等を行った上で、雇用安定事業及び能力開発事業として行うこととする（別紙参照）。

また、これに伴い所要の改正を行う。

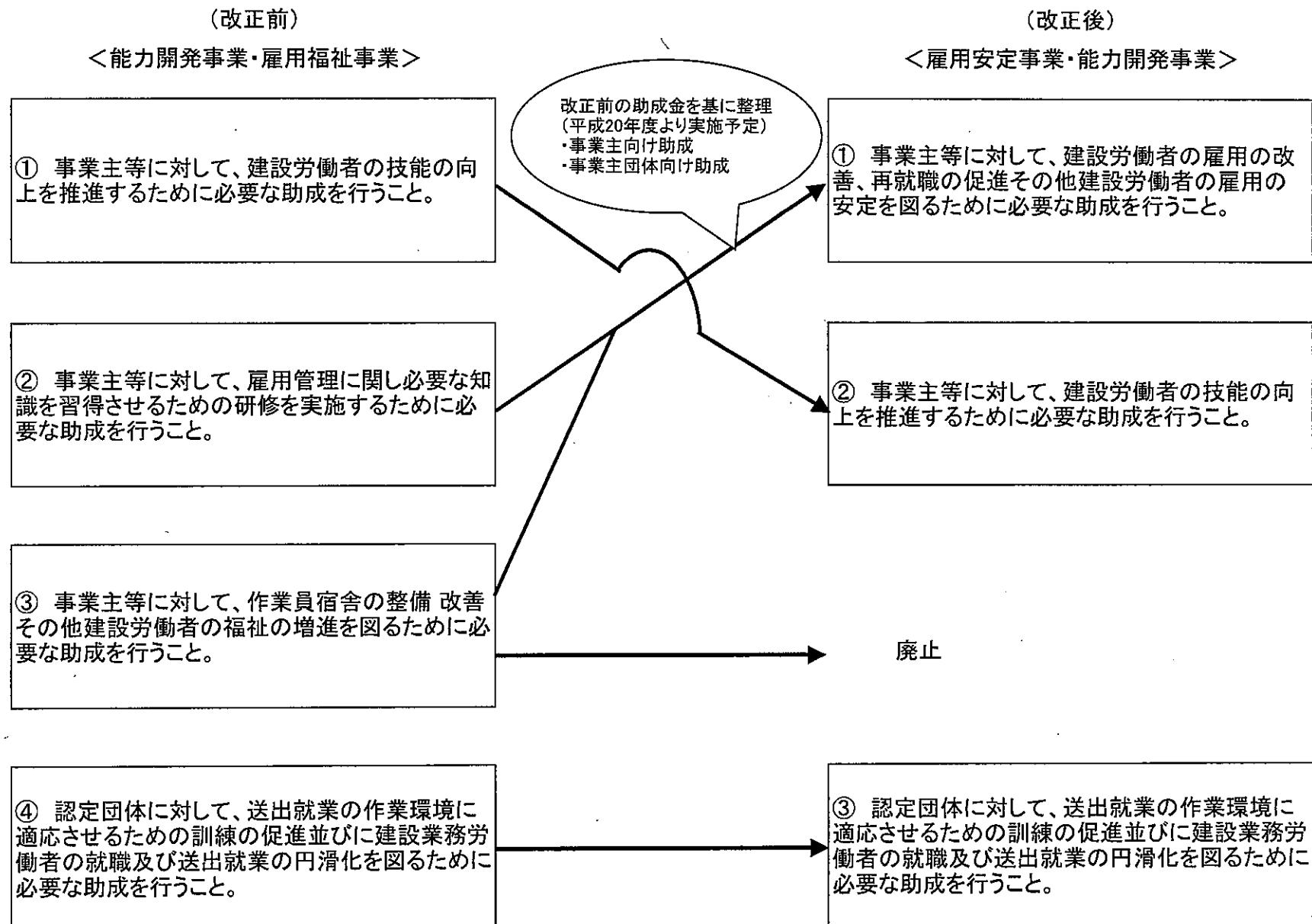
- (2) 建設労働法第9条第1項に基づく助成金については、1(2)②に該当することから、平成19年度については引き続き当該助成金の支給を行えるように経過措置を規定（雇用保険法附則）（下記参照）

建設労働法第9条第1項の事業について



※ なお、建設事業主に係る雇用保険料率1/1000の上乗せについては現状どおり。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第9条第1項について



※ 事業主等=事業主、事業主団体又はその連合団体